「税務調査を省略する制度」について

税理士　蛭田昭史

第21回

共済を活用して節税しながら積み立て、老後の「2千万円問題」に備えましょう

ちょうど確定申告を終えた方、またはこれからという方に向けて、今回は個人事業主および中小企業の役員の節税である「小規模企業共済」について解説してまいります。活用していない方や加入しているけれど制度の内容を理解しきれていない方にはぜひお読み頂きたいと思います。

小規模企業共済について

「小規模企業共済」は、中小企業の社長、役員（以下、役員）、個人事業主の方が、自分で積み立てる退職金です。社長や個人事業主の方は、退職した場合、そして事業をやめた場合に退職金をなかなか捻出できないので、国（中小企業庁）が、経営者や小規模事業者のための退職金制度として「小規模企業共済制度」をつくりました。

加入対象者は、常時使用する従業員（家族を除く）が20人以下の個人事業主と会社の役員（ただし、商業やサービス業では5人以下）。毎月の掛金は1千円から7万円までの範囲で、500円単位で自由に設定できます（前納も可能）。掛金は加入後も増減が可能です。

共済制度のメリットは3つ

①支払ったときのメリット

掛金は全額所得控除として所得額から掛金を全額控除できるので節税になります。

②受け取るときのメリット

受給時、一括で受け取る場合は退職金として取り扱われるので、最も低い税金ですみます。

③急にお金が必要になったときのメリット

万が一の時、契約者貸付として融資を受けることも可能です。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額（所得税＋住民税）	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額をご確認いただけます

支払ったときのメリット

支払った（積み立てた）金額は、〝全額〟所得金額から控除が受けられます。

所得税と住民税の合計税率が30％の役員が、月額7万円の積み立てをすると1年間で84万円の積み立てになります。この84万円×30％＝25万2千円の税金が節税になります。私は〝節税利回り〟と言っていますが、100を投資して30の配当の投資商品と同じです。100を小規模企業共済に支払うと納税額が30少なくなる、つまり、30％の投資商品と同じ効果ということです。これだけの節税効果があるのですから貯金よりも効果的です。所得が高い人ほど税率が高いのでより節税になります（表参照）。

受け取るときのメリット

一定期間、事業を行って退職する際に共済金を受け取ります。一括で受け取る場合は、退職金という扱いになります。退職所得は老後の生活の糧でもあるので、最も税金がかからない所得となっています。退職金に対する税金の計算は、「（退職金額－勤務年数に応じた控除額）×1／2」が所得となり、税金も少なくなります。

急にお金が必要になったときのメリット

万が一、事業の資金繰りが悪くなった場合などに、それまで支払った掛金に応じた融資を低金利で受けられるので、安心です。

個人事業主の家族も加入できます

個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）も共同経営者の要件を満たせば、小規模企業共済に加入できます。

小規模企業共済のしおりによると、共同経営者とは「事業の経営において重要な意思決定をしていること」とあり、加入に際して提出する書類として「個人事業主と締結した共同経営契約書の写し」が必要と書かれています。従って、ご家族で個人事業を営んでいる場合は経営に参画しているご家族も加入できることになります。

今回は小規模企業共済について解説いたしました。次回は、節税として活用する経営セーフティ共済について解説します。

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数500社超で税務調査省略率100％！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援しています）03・3490・3277
ぜひホームページをご覧ください！ https://www.hirita-kaikei.com/